

津波対策

厳島防波堤(Ⅱ)を延長要望

有利な事業で対応／佐賀総務課長



やまもと ひさお 議員
山本 久夫

を得ることが出来る。航路の変更などの対応等、県と協議しなくてはならないが、津波対策として再度、県に対し防波堤の延長を要望できないか。

答

藤本 佐賀総務課長

谷口 海洋農林課長

問 旧佐賀町の頃から、度々この防波堤の延長については質問され今日に至っている。港湾事業で漁港を守ることの是非など様々な事情があり実現されていない。近年、地震対策として漁港に限らず様々な事業が実施されている。何も無い個所に事業を計画実施することは大変厳しい状況と考えるが、既存の防波堤が130mあり、この防波堤を延長することで津波対策には大変効果があると考ええる。新規事業で実施することを考慮すれば、事業費も安く実施でき費用削減の面で大きな効果

佐賀地方港湾の外郭施設として、整備されたものである。当時、漁業関係者から防波堤の西側に航路を残すとの意見があり、現在の延長となったようである。しかしながら台風などの荒天時には、南西方向からのうねりが、直接内港に入ってきている状態である。県に対しては、台風時などに波の状態を確認してもらい再三要望をしている。航路の変更についても関係者も納得しており、防波堤の延長を要望していることは、県担当課にも伝えてはいるが、漁港、港湾事業としては非常に厳しい状況である。町として今後情

報に十分注視して、有利な事業が出てきた場合、その時点で検討したい。

佐賀取水堰

伊与木川の調査検討を

電力と連携
県にも要請／町長

問

平成19年6月議会でも質問したが、水利権更新まで後1年余りとなった。この間に県は「佐賀取水堰に係る専門家会議」を立上げ、調査、検討を重ねてきた。過日にはその中間のとりまとめを住民に報告をした。内容は平成13年の更新時に約束した河川環境を保護するために、法律で定められた河川維持流量を放流した結果、ダム直下から榑原川の合流地点の減水区間において河川環境や生態系が現在までどのように変化したかが中心的な報告であった。その調査、報告の資料では、河川維持流量の放流による伊与木川への影響は無いとの結果であったが、あまりにも伊与木川の調査が少ないのではないかと感じる。

平成23年4月の水利権更新

が、今回の調査を基に河川維持流量の増減について検討され許可されるのであればよいが、本来は許可の可否であり、申請内容についても調査結果を踏まえた流量の増減ではないものである。調査は四万十

があり協議会の中で意見を述べることになっている。今後とも四国電力と連携を取りながら、県の担当にも佐賀地域の実情が調査にも反映できるように要請していきたい。

答

藤下 伊与木町長



佐賀取水堰